

措置状況報告書

監査の名称：令和6年度 指定管理者監査

部 局 名：企画部

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	備 考
【指定管理者監査】 [施設名] 大分市大洲総合体育館 [指定管理者名] ファビルス・プランニング大分共同事業体 [所管課] スポーツ振興課 ア 指定管理者に対する事項 (ア) 施設管理に関する事務が適正でないもの 大分市大洲総合体育館条例施行規則の規定では、総合体育館の休館日については、指定管理者が特に必要と認める場合において市長の承認を得たときは、休館日を変更することができることとされている。 しかしながら、イベント等による臨時開館日の設定について、承認を得ずに臨時開館しているものが見受けられた。 今後は、規則に従い適正な事務処理をされたい。 イ 所管課に対する事項 (ア) 備品の管理が適正でないもの ① 大分市物品取扱規則の規定では、寄附等により備品の受入れをしたときは、物品取得通知書により会計管理者に通知しなければならないと定められており、また、備品台帳を備えて整理することとされている。 しかしながら、県から市に総合体育館が移管された際に引き継いだ備品について、物品取得通知書による会計管理者への通知を行わず、備品台帳に登録していないものが見受けられ、その後の必要な手続きが行われていなかった。 今後は、規則等に従い適正な備品管理をされたい。 ② 基本協定書に基づき貸与している備品等について、指定管理者が備品台帳を	指定管理者には、大分市大洲総合体育館条例施行規則に基づき、適切な事務処理を行うよう指導いたしました。 今後は、規則に従い適正な事務処理を行ってまいります。 大分市物品取扱規則に基づき、物品取得通知書を会計課宛て提出しました。また、備品台帳を備えて整理を行いました。 今後は、規則に従い適正な管理を行ってまいります。 指定管理者へ指導を行い、備品台帳を整備しました。	

備えて整理するよう十分な指導が行われていなかった。

今後は、適正な備品管理を行うため、指定管理者に対して備品台帳を整備するよう指導されたい。

今後は、適正な備品管理を行うため、指定管理者に対して備品台帳の整備をするよう指導してまいります。